

山元町議会議員のなり手不足対策調査特別委員会設置に関する決議

地方分権が進み、市町村議会の役割と責任が増している中、社会経済の急速な構造変化を背景に、本町議会においても、多様化する民意の町政への反映と集約が期待されている。

一方では令和 5 年の本町の議会議員選挙では初の無投票となり、議員のなり手不足が現実になりつつあることから、多様な人材の町議会への参画を促す対策が、議員のなり手不足を克服する一助になるものと期待されている。

本町議会においてはこうした実情を踏まえ、主体的・持続的な議会改革を進め、町の最高意思決定機関として、町民にとって魅力ある議会をつくり、今後より多くの候補者が立候補できる環境整備に取り組む必要がある。

このことから、次のとおり、山元町議会議員のなり手不足対策調査特別委員会の設置を決議する。

記

- 1 名称 山元町議会議員のなり手不足対策調査特別委員会
- 2 設置の根拠 山元町議会委員会条例第 5 条
- 3 目的 山元町議会議員のなり手不足対策に関する調査
- 4 委員の定数 6 名
- 5 調査期間 設置の日から調査が完了するまでとする。